様式第１号

|  |
| --- |
| 特定集合住宅における機械式駐車施設撤去申請書年　　　月　　　日　（宛先）福岡市長申　請　者　特定集合住宅の名称特定集合住宅の住所代表者氏名電　　　話　　　　　（　　　　）　福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則第18条第4項の規定により、機械式駐車施設の撤去について以下のとおり申請します。　なお、撤去後の敷地を利用する場合にあっては、自動車保管場所又は自転車若しくはバイクの置場として利用することを遵守します。 |
| 確認済証番号 |  |
| 確認済証年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 敷地の位置 | 地名地番 | 福岡市　　　区 |
| 用途地域 |  | 都市計画上の容積率 | ％ |
| 住　戸　数 | ３５㎡以下の住戸　　　　　　　　　　　　　　戸 | 合計　　　　　　　戸 |
| その他の住戸　　　　　　　　　　　　　　　　戸 |
| 必要区画数 | （最低設置率　　　　　％）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区画 |
|  | 現在の設置区画数① | 現在の利用区画数 | 撤去後の区画数② |
| 自動車保管場所 | 区画 | 区画 | ≦　　　　　　　 区画 |
|  | 平置き | 区画 | 区画 | 区画 |
| 機械式駐車施設（機械の設置年月日） | 区画 | 区画 | 区画 |
| 年　　月　　日 | 撤去区画数（①－②） | 区画 |
| 附置義務条例 | 区画 |  | ＝　　　　　　　 区画 |
| ＊受付欄 | ＊決裁欄 | 起案日 | 部　　長 | 課　　長 | 係　　長 | 係　　員 |
| 年　　月　　日 | 年 月 日 |  |  |  |  |
| 　　　　　　　　第 　　　　号 | 決裁日 |
|  | 年 月 日 |
|  | 特記事項 |  |

（注）１現在の設置台数を敷地外に確保している場合は、括弧書きで記入してください。

＊添付図書　所有者居住状況報告書（様式第２号）／　自動車保管場所及び建物の配置図

撤去について管理組合集会の決議を経たことが確認できる書類の写し

検査済証または登記簿謄本の写し（建物）／　特定集合住宅の駐車場に関する収支報告書またはこれに類するものの写し

様式第２号

所有者居住状況報告書

年　　　月　　　日

（宛先）福岡市長

申　請　者　特定集合住宅の名称

特定集合住宅の住所

代表者氏名

電　　　話　　　　　（　　　　）

　　福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則第18条第4項の規定による申請にあたり、当該特定集合住宅の区分所有者の居住状況を以下のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部屋番号 | 区分所有者 | 居住状況 | 部屋番号 | 区分所有者 | 居住状況 |
|  |  |  |  |  |  |
| （区分所有者が居住している住戸数　　　戸）　／　（合計住戸数　　　戸）　＝　　　　％ |

(注)　１区分所有者が当該住戸に居住している場合は、「○」を居住状況欄に記入してください。

この報告書は別紙となっても構いません。

様式第３号

機械式駐車施設の撤去に関する承諾通知書

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

福岡市長

福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則第18条第4項の規定により申請があった、機械式駐車施設の撤去について以下のとおり認めます。

ただし、撤去後の敷地を利用する場合にあっては、自動車保管場所又は自転車若しくはバイクの置場として利用することを遵守して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認済証番号 |  |
| 確認済証年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 敷地の位置 | 福岡市　　　区 |
| 必要区画数 | 区画 |
| 撤去を認める区画数 | 区画 |
| 撤去後の区画数 | 区画 |

(注)　この承諾通知書は、建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項の規定による検査済証とともに大切に保管してください。

様式第４号

機械式駐車施設の撤去を承諾しない旨の通知書

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

福岡市長

福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則第18条第4項の規定により申請があった、機械式駐車施設の撤去については以下の理由により認めません。

認めない理由：

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。